

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(四八五・税務課)	1
平成十八年度毒物劇物取扱者試験の実施(四八六・医務課)	1
公の施設の指定管理者の指定(四八七・自然保護課)	1
地籍調査に関する事業計画(四八八・農山村振興課)	1
保安林の指定解除の予定(四八九・由利地域振興局農林部)	2
道路区域の変更及び供用開始(四九〇・道路課)	2
道路の供用開始(四九一・道路課)	2
建築基準法による道路位置の変更(四九二・仙北地域振興局建設部)	2
公告	
県営土地改良事業工事の完了(秋田地域振興局農林部)	3
県営土地改良事業工事の完了(平鹿地域振興局農林部)	3
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(公営企業課)	3
教育委員会告示	
教育委員会会議の開催(一一・教育庁総務課)	3

告 示

秋田県告示第四百八十五号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、秋田県条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)第五十二条の二第四項の規定に基づき、告示する。

平成十八年五月三十日

秋田県知事 寺田典城
 氏名又は名称 北秋商事株式会社 代表取締役 長澤 正明

二 主たる事務所又は事業所の所在地 大館市字板子石境九十六番地
 三 指定取消年月日 平成十八年五月十一日

秋田県告示第四百八十六号

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第八条第一項第三号の規定により、次のとおり平成十八年度毒物劇物取扱者試験を実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号。以下「規則」という。)第八条の規定に基づき、告示する。

平成十八年五月三十日

秋田県知事 寺田典城

一 試験の日時及び場所

(一) 日時 平成十八年九月一日(金)午後一時三十分から午後四時

(二) 場所 秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎八階大会議室

二 試験の種類

(一) 一般毒物劇物取扱者試験

(二) 農業用品目毒物劇物取扱者試験

(三) 特定品目毒物劇物取扱者試験

三 試験科目

(一) 筆記試験

(二) 毒物及び劇物に関する法規

(三) 基礎化学

(四) 毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第二に掲げる劇物に限る。)の性質及び貯蔵法その他取扱方法

(五) 実地試験(筆記による)

(六) 毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第二に掲げる劇物に限る。)の識別及び取扱方法

四 受験申込みに必要な書類

(一) 受験願書(各保健所で配布) 二部

(二) 添付書類

(1) 戸籍抄本又は住民票の抄本 一通

(2) 写真(受験願書提出前六月以内に脱帽で上半身を正面から撮影した縦九センチメートル横六・五センチメートルのもので裏面に氏名及び生年月日を記載したもの) 一枚

五 受験願書受付期間

平成十八年六月五日(月)午前八時三十分から同月三十日(金)午後五時十五分までに(日曜日及び土曜日を除く。)、住所を所管する保健所(地域振興局福祉環境部及び秋田市保健所)に提出すること。郵送による場合は、締切日までの消印のあるものに限り受け付ける。

六 受験手数料

(一) 額 一万五百円

(二) 納付方法

受験願書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

七 合格者の発表

平成十八年九月中旬に県庁正面公告板に受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。

八 試験についての問い合わせ先

健康福祉部医務課薬務班(電話〇一八 八六〇 一四〇七)

秋田県告示第四百八十七号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)第六条の規定により、次のとおり秋田県営秋田駒ヶ岳情報センターの指定管理者を指定したので、同条例第八条の規定に基づき、公告する。

平成十八年五月三十日

秋田県知事 寺田典城

一 指定管理者の住所及び名称 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後三十

仙北市

二 指定の期間

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

秋田県告示第四百八十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、次のとおり平成十八年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

平成十八年五月三十日

秋田県知事 寺田典城
 一(一) 調査を行う者の名称

秋田県知事 寺田典城

- (一) 鹿角市
調査地域
鹿角市花輪・十和田錦木・十和田毛馬内・十和田瀬田石字
太田表ほか六十六字
- (二) 美郷町
調査地域
仙北郡美郷町黒沢・金沢・金沢西根字下大久保ほか十一字
- (三) 調査期間
平成十八年五月九日から平成十九年三月三十日まで

- (一) 美郷町
調査地域
仙北郡美郷町黒沢・金沢・金沢西根字下大久保ほか十一字
- (二) 調査期間
平成十八年五月九日から平成十九年三月三十日まで

- (一) 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき、告示する。
平成十八年五月三十日

由利本荘市	森 林 の 所 在 場 所			全 面 積	保安林面積	保安林解除	指定の目的	解除の理由	
	郡 市	町 村	大 字						
	西目町出戸	股内沢	三の一	一七五・八五六	一七・五八五六	一七・五八五六	〇・〇九四七	干害の防備兼 公衆の保健	道路用地とするため

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び由利地域振興局農林部並びに由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第四百九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づ

き、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道 路 の 種 類	旧 新 別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
県 道			仁賀保矢鳥館合線	にかほ市院内字赤坂沢二番一六から字コモツチコエ一〇番四まで	二〇・〇〇〇〇	一・三四〇
			仁賀保矢鳥館合線	にかほ市院内字赤坂沢二番一六から字コモツチコエ一〇番四まで	二〇・〇〇〇〇	一・三四〇
			仁賀保矢鳥館合線	にかほ市院内字赤坂沢二番一六から字コモツチコエ一〇番四まで	二〇・〇〇〇〇	一・三四〇

- 二 供用開始の期日 平成十八年五月三十一日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- 一 供用開始の区間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十八年五月三十日から同年六月十二日まで

秋田県告示第四百九十一号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

道 路 の 種 類	路 線 名	区 間
県 道	小出金浦線	にかほ市樋目野字中山二九番一〇地先から金浦字立瀧四五番三まで

- 二 供用開始の期日 平成十八年六月一日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十八年五月三十日から同年六月十二日まで

秋田県告示第四百九十一号
建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第四十二条第一項第五号の規定に基づき指定した道路の位置を次のとおり変更したので、公告する。

平成十八年五月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名 大仙市東川字佐戸三十九番地 大槻工業株式会社 代表取締役 大槻 正太郎	旧新別	道路の位置の変更箇所	道路の延長	道路の幅員	変更年月日
新	旧	大曲市東川字佐戸四十一番一、四十二番一、四十二番八 大仙市東川字佐戸四十一番一、四十二番一、四十二番八、四十二番十三、四十二番十四、四十二番十五、四十二番十六、四十二番十七、四十二番二十、四十二番二十五	百十六・八五メートル	六メートル	平成十八年五月二十三日
新	旧	大仙市東川字佐戸四十一番一、四十二番一、四十二番八、四十二番十三、四十二番十四、四十二番十五、四十二番十六、四十二番十七、四十二番二十、四十二番二十五	百六十一・〇三メートル	六メートル	

告 示

県営土地改良事業（蓬内台地区ほ場整備事業（担い手育成型・区画整理型））につき、その工事を平成十八年三月三十一日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成十八年五月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

県営土地改良事業（北阿気地区担い手育成基盤整備事業）につき、その工事を平成十八年二月十五日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成十八年五月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十八年五月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 - 普通乗用車（ミニバン／キャブワゴンタイプ） 一台
 - (二) 購入物品の仕様等
 - 入札説明書及び仕様書による。

- (三) 納入期限
- 平成十八年七月二十七日（木）
- (四) 納入場所
- 仕様書で指定する場所

- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第百六十七條の四の規定に該当しないこと。

- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (四) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けること。

- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
- 郵便番号〇一〇 八五七二 秋田市山王三丁目一番一号
- 秋田県産業経済労働部公営企業課企業総務班（電話番号〇一八 八六〇 五〇三二）

- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 秋田県の休日等を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十八年五月三十日（火）から同年六月五日（月）までの期間 随時交付する。

- 四 入札執行の日時及び場所
- 平成十八年六月七日（水） 午後一時三十分
- 秋田県庁第二庁舎六階 産業経済労働部公営企業課 特別会議室

- 五 入札保証金
- 秋田県公営企業財務規程（昭和四十三年秋田県公営企業管理

規程第六号。以下「規程」という。）第五十八條から第六十一条までに規定するところによる。

- 六 その他
- (一) 入札の方法
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
- 規程第六十四條に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
- 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
- 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
- 詳細は、入札説明書による。

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第十二号
次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十八年五月三十日
 秋田県教育委員会委員長 鈴木 長 男
 一 日時 平成十八年六月六日 午後三時三十分
 二 場所 教育委員会委員室
 三 案件
 (二)(一) 秋田県立近代美術館協議会委員の任命について
 その他

発行者

秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原 繁 雄